

## 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領

この要領は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及び神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定の運用について定めるものとする。

（交付申請書の添付書類）

第1条 補助金の交付を受けようとする市町村は、要綱第5に規定する交付申請書に神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）を添付して、知事が指定する期日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定通知）

第2条 補助金の交付を決定したときは、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付決定通知書（要領第2号様式）により、市町村に通知するものとする。

（補助事業等の遅延等の報告）

第3条 要綱第7第3号の報告をする場合は、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付決定事業遅延等報告書（要領第3号様式）により、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更等の承認通知）

第4条 要綱第8の変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査し、変更（中止・廃止）を承認したときは、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（要領第4号様式）により、市町村に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請書等）

第5条 補助金の変更交付を受けようとする市町村は、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付申請書（要領第5号様式）に神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付申請書内訳書（要領第6号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定通知）

第6条 補助金の変更交付を決定したときは、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付決定通知書（要領第7号様式）により、市町村に通知するものとする。

(全体設計の承認申請書等)

第7条 全体設計の承認を受けようとする市町村は、要綱第10に規定する全体設計承認申請書に全体設計承認申請書内訳書（要領第8号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

2 全体設計承認申請書の内容を審査し、全体設計を承認したときは神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計承認通知書（要領第9号様式）により、市町村に通知するものとする。

(全体設計の変更承認)

第8条 要綱第10に規定する全体設計の変更承認を受けようとする市町村は、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計変更承認申請書（要領第10号様式）に、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計変更承認申請書内訳書（要領第11号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

2 全体設計変更承認申請書の内容を審査し、全体設計の変更承認をしたときは神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計変更承認通知書（要領第12号様式）により、市町村に通知するものとする。

(実績報告の添付書類)

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、要綱第12の規定による実績報告書に実績報告書内訳書（要領第13号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

(現地調査等)

第10条 実績報告書の内容を審査し必要と認めるときは、市町村と協議のうえ現地調査等を実施するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、第2条の規定に基づき行った交付決定の額（第6条に基づく変更交付決定を行った場合はその額）と確定額が相違する場合は、すみやかに市町村に神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金確定通知書（要領第14号様式）により通知するものとする。

(その他)

第12条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定めることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月11日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月18日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金

[ 補助金交付申請書内訳書 (要領第1号様式) ・ 補助金変更交付申請書内訳書 (要領第6号様式) ・ 実績報告書内訳書 (要領第13号様式) ※いずれかに○]

補助事業等の目的及び内容					補助事業等の着手及び完了の(予定)期日	交付(変更交付)申請額				補助事業の経費の配分及び経費の使用方法			
事業区分	建築物	補助事業者	施工等業者	実際に要する費用(A)		補助対象限度額(B)	補助対象事業費(C)	交付率(D)	交付(変更交付)申請額(C)×(D)	市町村補助金	国補助金	自己負担	県補助金(当補助金交付申請額を記載)
・耐震診断 ・耐震改修 (どちらかに○)	所在地	氏名	業者名	業者名	着手(予定)期日	完了(予定)期日	所在地						
	名称	住所	所在地	所在地	令和 年 月 日								
・耐震診断 ・耐震改修 (どちらかに○)	所在地	氏名	業者名	業者名	着手(予定)期日	完了(予定)期日	所在地						
	名称	住所	所在地	所在地	令和 年 月 日								
合 計													

※補助金変更交付申請書内訳書(要領第6号様式)を提出して内容を変更する場合は、変更前の記述をカッコ書きとしてください。  
※必要に応じて欄を増やして最後に合計欄をつけてください。

要領第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第2条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 千円
- 2 交付時期
- 3 補助条件
  - (1) この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和 年 月 日付け 第 号の補助金交付申請書のとおりとします。
  - (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、設備、その他の財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは知事の承認を受けなければなりません。
  - (3) 補助事業等により取得した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。
  - (4) この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した補助条件その他法令又はこれに基づく知事の指示又は命令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (5) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還をしなければなりません。
- (6) 市町村は、間接補助事業者等に対し、間接補助金の交付に際して次に掲げる条件を付さなければなりません。
- ア 間接補助事業者等が間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業者等が法令に違反したときは、当該間接補助金に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
- イ 補助事業によって取得した財産については、補助事業等の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意により管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。
- ウ この補助金の交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出についての証拠書類を間接補助事業等の完了の翌年度から10年間整備保管しなければなりません。
- エ 前記アからウの条件に違反した場合には、間接補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
- (7) その他神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱及び神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

(問い合わせ先 )

要領第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第3条関係）

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付決定  
事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付決定事業について、

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難となった〕 ので、

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第7第3号の規定に基づき報告します。

- 1 〔予定の期間まで〕に完了しない理由  
〔年度内〕（補助事業等の遂行が困難となった場合を含む）
- 2 補助事業等の取り組みの経過説明
- 3 契約予定日及び補助事業等の完了予定期日

補助対象建築物	完了予定期日
所在地 名 称	当初
	変更後
所在地 名 称	当初
	変更後

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

要領第4号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第4条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更  
(中止・廃止)承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で提出されました神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書について、内容を審査した結果、変更を承認しましたので通知します。

つきましては、交付決定額に変更がある場合は、第5条の規定に基づき神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付申請書を提出してください。

(問い合わせ先 )

要領第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第6号様式）のとおり
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第6号様式）のとおり
- 3 交付申請額 千円
- 4 交付申請額の算出方法  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第6号様式）のとおり
- 5 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第6号様式）のとおり

担当者

連絡先電話

要領第7号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第6条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付  
決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、規則第8条第3項の規定により通知します。

1 補助金額	千円	
既決定額		千円
今回変更（追加・減額）交付決定額		千円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更交付申請書のとおりとします。
- (2) その他の交付条件については、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書のとおりとするほか、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱及び神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

(問い合わせ先 )



要領第9号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第7条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計承認通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました標記について、内容を審査した結果、全体設計を承認しましたので、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領第7条第2項の規定により通知します。なお、この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

(問い合わせ先 )

要領第10号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第8条関係)

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により承認された神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計について変更承認を受けたいので、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

要領第12号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第8条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計変更承認通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました標記について、内容を審査した結果、全体設計を承認しましたので、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱取扱要領第8条第2項の規定により通知します。なお、この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

(問い合わせ先 )

要領第14号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第11条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった令和 年度神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第13条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 補助金交付決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額   | 千円 |

(問い合わせ先 )